

新	旧
<p data-bbox="226 268 483 300">保健所使用料条例</p> <p data-bbox="846 309 1102 384">昭和23年7月2日 条例第38号</p> <p data-bbox="170 394 416 426">(使用料の徴収)</p> <p data-bbox="132 435 1090 555">第1条 保健所の設備の使用又は保健所で行う業務について、試験、検査その他を申請する者に対しては、この条例に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p data-bbox="170 564 383 596">(使用料の額)</p> <p data-bbox="132 606 1090 762">第2条 前条の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による療養又は医療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。</p> <p data-bbox="170 772 640 804">(使用料の納付時期及び不還付)</p> <p data-bbox="132 813 1090 970">第3条 保健所の設備を使用し、又は試験若しくは検査を受けようとする者は、<u>所定</u>の使用料を添え保健所長に申請しなければならない。ただし、<u>知事が特別の事由があると認め</u>た者に対しては、<u>後納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p data-bbox="132 979 1090 1056">2 <u>既に納付した使用料は、還付しない</u>。ただし、<u>知事が特別の事情があると認め</u>たときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="170 1066 416 1098">(使用料の減免)</p> <p data-bbox="132 1107 1090 1227">第4条 <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者又は知事が必要と認める者</u>に対しては、その使用料を減免することができる。</p>	<p data-bbox="1216 268 1473 300">保健所使用料条例</p> <p data-bbox="1839 309 2094 384">昭和23年7月2日 条例第38号</p> <p data-bbox="1120 435 2078 555">第1条 保健所の設備の使用又は保健所で行う業務について、試験、検査その他を申請する者に対しては、この条例に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p data-bbox="1120 606 2078 762">第2条 前条の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による療養又は医療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。</p> <p data-bbox="1120 813 2078 933">第3条 保健所の設備を使用し、又は試験、<u>検査</u>を受けようとする者は<u>所定</u>の使用料を添え保健所長に申請しなければならない。</p> <p data-bbox="1120 979 1771 1011"><u>既に納付した使用料はこれを還付しない。</u></p> <p data-bbox="1120 1107 2078 1227">第4条 <u>生活保護法</u>の適用を受けている者、<u>又は知事が必要と認めるもの</u>に対しては、その使用料を減免することができる。</p>